

こんにちは！ はこぶね行政書士事務所です！



使っていない口座を
整理しませんか？

▼銀行や郵便貯金の口座を何年もそのままにしている...というようなことはありませんか？

▼預金の引き出しや解約手続きは、本人でないときできないことがあります。



▼お元気なうちに、使っていない口座は解約しておくといいでしよう。

そして、使っていない口座を整理したら、**使うために残した口座のリストを作っておく**ことをおすすめします。

そうすると、次のようなメリットがあります。
・預けたままにしていたお金を生活費や資産形成などに役立てられる。

・認知症で口座が凍結されたときのトラブルに備えられる。
・万一のときに、のこされたご家族がお金の管理・引継ぎをしやすくなる。

▼十年間口座にお金が出し入れがないと、休眠預金となりますが、手続きをすることで、預金を引き出したリ、口座の解約ができるようになります。

▼「口座のリストづくりを手伝ってほしい」「休眠口座が見つかったので、一緒に銀行に行ってほしい」などありましたら、**行政書士にご相談**ください。



こんな活動をしています！ (2024年11月～2025年1月)

▼**建設業の許認可**についてのご相談におこたえしました。
建設業、宅建業、飲食業、古物商などのお仕事を開業するときは、事前に役所との調整・申請が必要です。

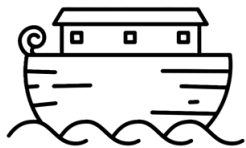


▼**不動産売買契約の締結の場**に同席をさせていただきました。

重要な契約の締結の場におひとりで臨むのは、緊張したり、不安に感じることもあると思います。相手方の了承があれば、行政書士が同行・同席し、一緒に説明を受けたり、重要な書類をチェックすることができまので、お気軽にご相談ください。



▼**お金の貸し借りに関する契約書の案文**を作成させていただきます。
契約は口約束でも成立しますが、貸し借りした金額や返済条件などを書面にまとめておくと、トラブルを防ぐことができます。



はこぶね通信

2025年2月 (No.3)

☎090-8576-3066

はこぶね行政書士事務所
(平日10:00～18:00)

立川市富士見町6-22-104
行政書士 佐野 元信
東京都行政書士会立川支部所属
登録番号第21082415号



お困りごと・気がかりなこと…

行政書士に相談してみませんか？



▼行政書士というと、「敷居が高い」と感じておられる方もいらっしゃるかもしれませんが。

▼しかし、行政書士は市民のみならず、一番身近な行政手続と書類作成の専門家です。

▼例えば、次のようなことが相談できます。

・遺言書・エンディングノートなどの終活



・相続手続（銀行口座・自動車等の名義変更など）



・暮らしに関する手続（福祉、在留資格、内容証明、離婚協議書、車庫証明など）



・お仕事に関する手続（会社設立、建設業・飲食業・宅建業・古物商などの許認可申請）



▼必要に応じて他の専門家（弁護士・司法書士等）や専門機関と連携しながら問題解決のお手伝いをいたします。

▼行政書士には、**法律で守秘義務**が課せられています。どうぞ安心してご相談ください。

立川市役所での行政手続相談 (要予約)

- 日時：第2火曜日（祝日・年末年始を除く）
①9:20／②10:00／③10:40／④11:20
（相談時間は40分間）

- 場所：市民相談室（立川市役所3階）
- 対象：立川市在住・在勤・在学の方
- 相談料：無料
- ご予約・お問い合わせ：



立川市役所市民相談室 ☎042-528-4319（平日8:30～17:00）
※東京都行政書士会立川支部所属の行政書士がご相談におこたえします。

はこぶね行政書士事務所の生活相談 (要予約)

- 日時：日曜日・祝日・年末年始を除く13:00～20:00
（相談時間は60分間まで）
- 場所：対面相談（ご希望の場所に行政書士が伺います）
オンライン相談
- 相談料：初回無料（交通費・会場使用料は別途ご負担いただきます）
- ご予約・お問い合わせ：

はこぶね行政書士事務所 ☎090-8576-3066
（平日10:00～18:00）

